

平成30年5月31日

一般社団法人日本中古自動車販売協会連合会
代表理事 海津 博 殿

適格消費者団体 特定非営利活動法人
消費者支援ネットワークいしかわ

理事長 橋本 明夫

〒920-0362

金沢市古府2丁目189番

TEL: 076-240-1012

FAX: 076-259-5963

(連絡先) 敦賀法律事務所

弁護士 安藤 俊文

〒920-0902

金沢市尾張町1丁目5番25号

TEL: 076-261-8500

FAX: 076-261-7300

申 入 書

当法人は、平成29年5月15日に消費者団体訴訟制度の適格消費者団体として消費者契約法第13条に基づく内閣総理大臣の認定を受けた消費者団体です。

今般、当法人は、貴会に対し、下記「申入れの趣旨」記載のとおり申入れ致します。つきましては、本申入れに対する貴会のご対応について、本書面到達後1か月以内に文書にてご回答くださいますようお願い致します。

なお、本書面並びに本申入れに対する貴会からのご回答の有無及びその内容等、本申入れに関する経緯・内容については、公表を予定しておりますので、その旨申し添えます。

第1 申入れの趣旨

- 1 貴会のホームページ「JU自動車売買注文書 特約事項の利用促進について」にてアップロードされている『特約事項』第2条のうち、「注文を拒絶されても注文者は異議を述べないものとします。」を削除し、「注文者は、

販売者の故意または過失によって注文者に損害が生じた場合、損害賠償を請求することができます。」などといった文言を付加することを求めます。

2 『特約事項』第3条を、「注文は、都合で申し込みを撤回し、注文者の故意または過失によって販売者に損害が生じた場合、販売者は、注文者に対し、通常生じる範囲のものに限り損害賠償を請求することができます。」などと修正することを求めます。

3 第1項及び前項の変更があったことについて、貴会加盟会社に周知することを求めます。

第2 申し入れの理由

1 はじめに

貴会が利用を促進されている『特約事項』は、貴会会員（全国の中古車販売業者）に広く利用されていると考えられます。貴会は、貴会会員を指導する立場にあると存じますので、消費者契約法に違反しない『特約事項』としていただきたく、申し入れるものです。

2 『特約事項』第2条について

以下に述べるように、『特約事項』第2条は、消費者契約法第8条1項3号又は同法第10条違反であります。

(1) 消費者契約法第8条1項3号違反

ア 『特約事項』第2条は、「販売者が注文書の注文に応じられないと判断した場合、注文を拒絶されても注文者は異議を述べないものとします。この場合、注文時に渡された注文書および申込金はそのまま返還されるものとします。」とされております。

契約締結前においては、購入者は、いわゆる契約締結上の過失（いわゆる契約締結上の過失は、不法行為（民法第709条）に基づく請求であるとされています（最高裁判所第2小法廷判決，平成20年（受）第1940号）という理論によって損害賠償請求できる余地があるところ、『特約事項』第2条の「注文者は異議を述べないものとします。」との部分は、販売者の、いわゆる契約締結上の過失に基づく責任の一切を免除するものです。

イ したがって、『特約事項』第2条のうち、「注文者は異議を述べないものとします。」との部分は、消費者契約法第8条1項3号にいう「消費者契約における事業者の債務の履行に際してされた当該事業者の不法行為により消費者に生じた損害を賠償する民法の規定による責任の全部を免除する条項」にあたり、無効であります。

(2) 消費者契約法第10条違反

ア 『特約事項』第2条の「販売者が注文書の注文に応じられないと判断した場合、注文者は異議を述べないものとします。」との文言は、購入者（消費者）の責任を加重する条項のため、「消費者の権利を制限し又は消費者の義務を加重する消費者契約の条項」（消費者契約法第10条）に該当します。

イ また、『特約事項』第2条は、いわゆる契約締結上の過失に基づく責任の一切を免除するものであり、消費者の受ける不利益は重大ですので、民法に定める信義誠実の原則（民法第1条2項）に反し、消費者の利益を一方的に侵害するものです。

(3) よって、『特約事項』第2条のうち、「注文者は異議を述べないものとします。」の部分は、消費者契約法第8条1項3号又は同法第10条に違反して無効ですので、かかる部分を削除し、「注文者は、販売者の故意または過失によって注文者に損害が生じた場合、損害賠償を請求することができる。」などといった文言を付加することを求めます。

3 『特約事項』第3条について

以下に述べるように、『特約事項』第3条は、消費者契約法第10条違反であります。

(1) 『特約事項』第3条は、「注文者は、都合で申込を撤回し、販売者に損害を与えた場合には、通常生じる範囲のものに限り、販売者に損害を賠償するものとします。」とされております。

しかし、同条は、いわゆる契約締結上の過失の要件を満たさなくとも、販売者に損害が生じさえすれば購入者（消費者）に損害賠償請求をすることができるという、購入者（消費者）の責任を加重する条項のため、「消費者の義務を加重する消費者契約の条項」（消費者契約法第10条）に該当します。

(2) 次に、『特約事項』第3条のかかる部分は、本来であれば事業者である販売者が立証すべき、故意又は過失の存在や、販売者の権利又は法律上保護される利益の存在といった事項について立証を不要とするものであり、販売者の立証責任を免除しているという点で、民法に定める信義誠実の原則（民法第1条2項）に反し、消費者の利益を一方的に侵害するものです。

(3) したがって、『特約事項』第3条は、消費者契約法第10条に違反して無効ですので、かかる部分を削除し、「注文者の故意または過失によって販売者に損害が生じた場合、販売者は、注文者に対し、通常生じる範囲のものに限り損害賠償を請求することができます。」などといった文言を付加することを求めます。 以上